

弁護士保険（法務費用保険 2020）

法的なトラブルに巻き込まれたときに、必要となる弁護士等への費用を補償します。

■ 事業上の様々な法的トラブルを幅広く補償

以下のような事業上のトラブルが補償対象となります。

納入先・支払先 とのトラブル	売掛金等回収 トラブル	お客様からの 苦情トラブル	従業員 とのトラブル	労働や勤務 のトラブル	不動産賃貸 トラブル	知的財産権 侵害等 のトラブル	近隣 とのトラブル	事業上の契約 に関するトラブル	偶発事故 (交通事故等) のトラブル
-------------------	----------------	------------------	---------------	----------------	---------------	-----------------------	--------------	--------------------	--------------------------

※トラブルの内容によっては、待機期間や不担保期間があり、補償対象とならない期間があります。詳細については、普通保険約款・重要事項説明書をご覧ください。

■ 弁護士にかかる「法務費用の補償」

委任契約時の着手金や手数料の弁護士費用を補償します。

法務費用保険金

弁護士等への事件委任によって生じた着手金や手数料を補償。

事件委任時に必要となる着手金リスクを軽減することができます。

これにより、これまで諦めていた法的トラブルにも泣き寝入りすることなく
対処することができます。

■ お支払いする保険金の計算方法

$$\text{委任契約時（着手金）} = \text{基準法務費用（※1）} - \text{免責金額（※2）} \times \text{基本てん補割合}$$

$$\text{委任契約時（手数料）} = \text{基準法務費用（※1）} \times \text{基本てん補割合}$$

※1 基準法務費用とは、保険金の計算の基準となる弁護士報酬などの額として、普通保険約款に定めた方法で算出した金額です。
※2 免責金額とは、法務費用保険金の算出に際し、基準法務費用から差し引く金額です。
但し、免責金額ゼロ特約を付加した場合、この金額は0（ゼロ）円となります。

※ 法律相談料や報酬金・日当は補償対象外です。

■ 法的トラブルを予防する「安心サポート」

法的トラブルの予防と早期解決のための付帯サービスとして、ご利用いただけます。

無料弁護士相談

弁護士への一般的な初期相談ができるサービスです。取引先や顧客とのトラブル、あるいは予防法務への取り組みについて、弁護士に相談することができます。

■ 相談方法

電話、web面談、メールの中から選択可。（電話、web面談の場合、事前予約制）

■ 予約可能日時（電話・web面談）

平日10:00～16:00（3営業日後から予約可）

■ 相談時間・範囲

1回の相談案件につき最大20分まで。
（メールの場合、弁護士が対応可能と判断した範囲まで）

■ 回数限度

2回/月、6回/年（優先予約は2回/年）

法律文書チェックサービス

契約書や内容証明等の法律文書について、弁護士によるリーガルチェックとチェック結果のレビューを受けることができます。法律文書データは、お客様が専用システムにアップロードし、それを弁護士がチェックします。

■ 相談方法

電話、web面談、メールの中から選択可。（電話、web面談の場合、事前予約制）

■ 予約可能日時（電話・web面談）

平日10:00～16:00（3営業日後から予約可）

■ 相談時間・範囲

1回の相談案件につき最大20分まで。チェックする文書の分量はA4・5枚程度まで。
（メールの場合、弁護士が対応可能と判断した範囲まで）

■ 回数限度

4回/年

「安心サポート」についての詳細は、
以下のURLまたはQRコードから
ご確認いただくことが可能です。

https://yell-lpi.co.jp/reliable_support/



■ ご注意

弁護士保険付き就業規則「パトローラー」における弁護士保険は、スポット社労士くん社会保険労務士法人を保険契約者とし、弁護士保険付き就業規則「パトローラー」をご契約された方を被保険者とする、エール少額短期保険株式会社の法務費用保険（事業型）の包括契約です。

この保険は包括契約です。弁護士保険付き就業規則「パトローラー」をご解約された場合、この保険も解約となります。

この保険の補償開始日（責任開始日）は、原則として弁護士保険付き就業規則「パトローラー」をご契約された月の翌月1日からとなります。

この保険には以下の特約が自動付帯されています。

・法律相談料保険金不担保特約 ・免責金額ゼロ特約 ・包括契約特約

この保険には、引受の制限があります。以下の条件を超過している場合、お引き受けできない場合もございます。

- ・直近の年商が20億円未満。または、年商50億円未満かつ従業員100名未満。
- ・直近3年間に支払った弁護士報酬（顧問料を含む）が年平均150万円未満。

この保険には、保険金をお支払いできない場合や免責となる事由があります。普通を保険約款または重要事項説明書に記載がありますので、ご確認ください。

ご契約後に、補償内容の詳細や付帯サービスの利用方法、包括契約・被保険者専用ページへのアクセス方法等を記載した「被保険者証」が引受保険会社より送付されます。

■ 普通保険約款・重要事項説明書（事業型）

法務費用保険2020の普通保険約款・重要事項説明書（事業型）は、以下のURLよりダウンロードが可能です。

普通保険約款

https://yell-lpi.co.jp/wp-content/uploads/2021/07/yakkan_2021_web-5.pdf



重要事項説明書（事業型）

https://yell-lpi.co.jp/wp-content/uploads/2021/07/jyusetu_hokatu.pdf



紙媒体での普通保険約款・重要事項説明書（事業型）をご希望の方は、募集代理店、または引受保険会社までお問い合わせください。尚、お問い合わせの際は包括契約である旨を電話口へお伝えください。

保険契約者：スポット社労士くん社会保険労務士法人

募集代理店：株式会社プロログ

引受保険会社：エール少額短期保険株式会社